平成２３年（フ）第１４５号
静岡市葵区美川町10番30号
債務者　市川　倫子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４９号
静岡市駿河区登呂５丁目10番75―10号、旧住所静岡市駿河区有東１丁目７番11号
債務者　杉山有紀子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９号
静岡県牧之原市静波2325番地
債務者　八尋　利晴
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５４号
静岡県島田市中溝町2522番地の１　ラヴィＳ２　102号室
債務者　山村　靖代
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４号
静岡市清水区本町３番13号
債務者　小清水加奈美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５号
静岡市葵区東187番地の７
債務者　菊地美智代
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
石川県七尾市万行町76部１番地123
債務者　小林　正美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１２３号
静岡県浜松市中区中島３丁目２番10号フォーブル水谷202号
債務者　松岡　利和
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９４６号
静岡県牧之原市静波1974番地３　メゾンコートソレイユ102、旧住所静岡県榛原郡吉田町川尻2879番地の１
債務者　工藤　啓一
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２０６号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字大柏木1973番地
破産者　株式会社武藤工務店
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５８号
群馬県吾妻郡長野原町大字古森１番地１
破産者　有限会社オガシワオートサービス
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７７０号
群馬県伊勢崎市日乃出町455番地２
破産者　伊勢崎熱処理工業有限会社
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１３号
さいたま市北区土呂町２丁目101番地101号
破産者　株式会社ドウ・ビット
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
相模原市緑区西橋本２丁目26番６号
破産者　有限会社山潤工業
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４８５号
静岡県島田市落合185番地の９
破産者　有限会社ドリームフランチャイズクリエイト
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８６号
静岡県島田市落合185番地の９
破産者　カドヤ乳業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６号
秋田県大館市沼館字道上98番地
破産者　有限会社渡辺鉄工
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第８２５号
川崎市中原区北谷町95番地１
破産者　有限会社代章
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係